

電子署名及び認証業務に関する法律の施行に伴う留意事項等について

平成13年3月30日 警察庁丙生企発第21号、丙生環発第11号
警察庁生活安全局長から各地方機関の長、各都道府県警察の長宛て

(概要)

電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年5月31日法律第102号）が、平成12年5月31日に公布され、一部を除き平成13年4月1日より施行される予定であるが、本法においては、電子署名に係る犯罪防止のために必要があると認めるときは国家公安委員会は主務大臣（総務大臣、法務大臣及び経済産業大臣）に対して必要な措置を要請できる旨の規定及び他人になりすまして電子証明書を受け取る行為に対する罰則規定等が盛り込まれていることを踏まえ、本法制定の背景、警察業務に密接に関わる部分を中心とした本法の概要及び本法の施行に伴う留意事項を説明、指示したものである。